協会の取り組み

社会貢献基金：募集要項



互助会加入者様
へのお知らせ



結婚式場を探す



葬儀場を探す



互助会を探す

募集　募集期間：令和8年10月1日～令和9年1月末日（必着）

所定の提出書類を上記期間内に一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「全互協」という。）社会貢献基金助成 運営事務局までご郵送

審査・選考期間：令和9年2月

社会貢献基金運営委員会において、助成の候補となる事業のうち、
次のいずれかの条件を満たすものを優先として、候補者を審査・選考します。
また、選考段階において必要に応じ、申請団体等からのヒアリング等を行いますので予めご了承下さい。

1.社会への貢献度
　①社会や地域の課題解決に結びつく事業であること。
　②事業成果が社会や地域へ還元される事業であること。
2.発展性・波及効果
　①助成事業の目的に合致した事業内容であること。
　②事業実施による成果が期待できること。
　③活動の継続性や発展性、他地域への広がりが期待できる事業であること。
3.実施体制、活動内容
　①事業実施のための体制が整備されていること。
　②活動内容に申請団体の特徴を活かした工夫があること。
4.計画・費用の妥当性
　①事業計画、スケジュールに実行性があること。
　②経費の配分が適切で過大でないこと。
5.全互協への寄与
　①総合的に勘案して、事業実施が全互協の活動に寄与すること。
　（事業の実施における全互協や本助成制度の広報の実施等）

なお、「Ⅳ.助成事業の進捗について」、「Ⅴ．助成事業者間における情報の共有について」
及び「Ⅵ．個人情報について」「Ⅶ．ホームページの利用」の内容について同意していただくことを必須要件とさせていただきます。

助成金対象者の決定と助成金交付

全互協社会貢献基金運営委員会により行われた審査・選考結果をもとに、全互協理事会において決定します。
決定後、対象者に通知するとともに下記の時期を目途に助成金の交付を行います。

助成対象者決定時期　令和9年3月（予定）

助成決定後の通知について

令和9年4月中旬以降に全互協ホームページ内、トピックスページへの掲載をもって通知と代えさせていただきます。



互助会加入者様へのお知らせ

助成の対象となる団体等



結婚式場を探す

次の条件を満たす、非営利組織（財団法人、社団法人、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、その他任意団体、市民ボランティアグループも対象と
今回募集する助成対象事業の趣旨に合致する事業を行おうとしている団体等。
（個人資格による申請については、対象外となります。）



葬儀場を探す

1.定款に準ずる規約を有し、自ら経理し、監査することができる会計機能を有すること。
2.団体等の主たる事務所（又は準ずる所）を日本国内に有すること。
3.団体等の意志を決定し、今回申請する活動を執行する体制が確立していること。
4.団体の活動実績（今回申請する活動又は類似した活動）を３年以上有し、今回申請する活動のニーズが高く今後も継続性が期待できること
5.申請する事業に対し、他の民間団体等からの助成を除く、自己資金を保有すること。



互助会を探す

原則として、令和9年4月から令和10年5月の間に開始し、終了する事業を対象とする。

1.高齢者福祉事業
　心身の機能が低下した高齢者などを対象に、一般的な在宅福祉対策で対応困難な分野や従来の施策等では十分福祉の推進が図られていない分野での支援活動。
　または、ニーズの高さ等地域の実情に照らし必要と認められる高齢者の自己実現・自己表現を図るための支援活動や福祉活動。

2.障がい者福祉事業
　重複障がい、難病に起因する障がいを持った障がい児・者を対象に、
　一般的な在宅福祉対策では対応困難な分野や従来の諸施策等では十分福祉の推進が図られていない分野での支援活動。
　または、ニーズの高さ等地域の実情に照らし必要と認められる障がい児・者の自己表現・自己実現を図るための支援活動や福祉活動。

3.児童福祉事業
　保護者等が死亡又は著しい後遺障がいのため働けなくなった家庭の児童、引きこもり、不登校の児童を対象とした支援・慰問活動、
　その他児童の健全育成等に関するボランティア活動。

4.環境・文化財保全事業
　日本国内における植林、野生生物保護、公害防止等の活動、地域の住民の参加を経て行う文化財保護活動、
　リサイクル活動その他地域住民にとって重要な意義を有する実践活動。

5.地域つながり事業
　地域の様々なプレイヤーが連携して行う地域活力を高めるための事業。

なお、上記1～5に該当する場合でも次の事業は助成の対象外とします。

・不動産の取得
・車両の購入
・営利を目的とする事業
・国や地方公共団体等が行う公的補助を受けている事業

助成金額及び件数

助成金は、総額およそ10,000千円を目途とし助成を行います。(1件当たりの助成額上限は2,000千円とします。)



助成対象となる経費

申請する団体等の常勤スタッフの人件費といった経常的経費は対象となりません。
事業に直接必要な経費のみが対象となります。
（例：謝金・賃金、旅費・滞在費、医療品・物品・資材の購入費、建築物の工事費、通信・運搬費、事務用品等）







提出先

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
社会貢献基金　運営事務局
〒105-0003　東京都港区西新橋1-18-12　ＣＯＭＳ虎ノ門６階

＜お問合せ連絡先＞ 電話：03-3596-0061（メールでのお問い合わせ不可）

この基金は、地域の種々の災害の救済、社会福祉事業、環境保全事業など社会貢献活動を行う各種団体等への助成を行い、
以て日本の生活文化と地域社会の発展に寄与することを目的としています。

応募に必要な書類

募集期間（令和8年10月1日～令和9年1月末日）に下記書類を郵送にてご提出下さい。

1.必須書類
- 助成金交付申請書（Ａ４サイズ／指定様式）　・・・1部
- 申請する助成事業の収支予算書（A4サイズ／指定様式）　・・・1部
- 今回申請する活動又は類似した直近過去3年間（例：令和元年度、令和4年度及び令和5年度）の実績を示す写真　・・・各2枚（計6枚）
- 団体等の定款又はそれに準ずる規約　・・・1部
- 団体等の意志決定をする役員又は構成員の名簿　・・・1部

2.申請内容により必要となる書類
- 修理（機械・建物等）への助成申請の場合・・破損状況がわかる写真などの資料　・・・1式
- 機械等購入物品への助成申請の場合・・・購入見積書類　・・・1式
- その他、必須書類（項目(3)）の活動内容についての補足書類など・・・1式



互助会加入者様
へのお知らせ

助成金交付後に必要な提出書類

事業終了後、１ヶ月以内に下記書類を全て提出して下さい。

1.活動事業報告書（１部／Ａ４サイズ・指定様式）
2.事業における収支報告書（１部／Ａ４サイズ・指定様式）
（必ず領収証を添付のこと。コピーの場合は、「この写しは原本に相違ないことを証明する」として団体名を記載し、押印してください。）
3.事業の模様を表した写真（３枚以上）
4.その他申請事業によって得られる成果物



結婚式場を探す



葬儀場を探す

その他

1.助成対象事業の成果については、全互協広報において出典を明記のうえ、一部又は全部を転載する場合がありますので予めご了承下さい。
2.助成対象となった事業の実施により事故等不測の事態が発生しても、本基金では責任を負いかねますのでご了承下さい。
3.審査・選考の段階、又は、助成金交付後に、必要に応じヒアリング、視察等を実施する場合がございますので、ご了承下さい。



互助会を探す

社会貢献基金制度の案内に戻る

前の記事へ　記事一覧に戻る　次の記事へ

公益法人等情報公開共同サイト　一般社団法人全日本全日本冠婚葬祭互助協会は情報公開しています。

詳しく見る

公益財団法人 全日本仏教会 WFB（世界仏教徒連盟）日本センター
一般財団法人 冠婚葬祭文化振興財団
冠婚葬祭総合研究所 Ceremonial Occasions Research Institute
日本割賦保証株式会社 Japan Installment Deposit Guarantee Co., Ltd.
未来につながる葬送文化の研究団体 日本葬送文化学会